

沖縄情報通信センタービジネス棟入居募集要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条に基づき、沖縄情報通信センタービジネス棟の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱で用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

「プリンティングセンター事業」とは、自治体や企業等から預かったデータ等を管理し、OCR等によるデータ入力、作成や高速一括印刷、帳票カッティング、封入封緘、配送等の業務を代行する事業のことをいう。

(入居申込者資格要件)

第3条 ビジネス棟への入居申込みを行う者（以下「入居申込者」という。）は、次の第1号から第2号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、第4号から第5号に定める要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 情報管理棟を活用したプリンティングセンター事業を行う者であること。
- (2) 情報管理棟データセンターを利活用した事業計画を有する者であること。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (4) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、沖縄情報通信センターの構造上及び設備上、問題なく使用することができる者であること。

(募集方法等)

第4条 入居の募集については、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、公募の広報を沖縄県庁のホームページ等を通じて行う。

(入居申込みの方法)

第5条 入居申込者は、沖縄情報通信センタービジネス棟入居申込書及び関係資料（第1号様式。以下「入居申込書等」という。）を添えて、沖縄情報通信センター管理事務所に提出するものとする。

(入居者の選定)

第6条 知事は、入居申込者の資格を審査し、別に定める沖縄情報通信センタービジネス棟入居者選定委員会において入居者の選定を行い、ビジネス棟への入居の内定者（以下「入居内定者」という。）を定めるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の入居者の選定は、次の各号を選定基準とし、入居申込書等を審査し行う。

- (1) 情報管理棟データセンターの利活用
情報管理棟のデータセンターを利活用した事業計画の実現可能性が高いこと。
- (2) 事業計画の確実性
事業計画及び執行体制が確実であること。
- (3) 経営の確実性
経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有すること。
- (4) 産業の高度化への貢献
県内情報通信関連産業の高度化への貢献が期待されること。
- (5) 県経済への波及効果
県経済への波及効果が期待されること。

3 入居申込者多数の場合は、沖縄情報通信センタービジネス棟入居者選定委員会事務局において事

前審査を行い、同審査を通過した入居申込者についてのみ、前項の審査を行う。

- 4 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄情報通信センタービジネス棟入居内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（使用許可申請）

- 第7条** 入居内定者は、知事の指定する期間内に別に定めるビジネス棟の使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

（内定の取消）

- 第8条** 知事は、入居内定者が知事の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込書等の記載事項に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第6条第3項の規定による内定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄情報通信センタービジネス棟入居内定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補則）

- 第9条** この要綱に定めがない事項については、商工労働部産業振興統括監が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

沖縄情報通信センタービジネス棟入居申込書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申込者

住 所

団 体 名

代表者名

印

電 話 （ ） ー

沖縄情報通信センタービジネス棟入居募集要綱に定める入居申込者資格要件をすべて満たしており、次のとおり入居を申し込みます。

1 入居企業

商号及び名称	
代表者名	
住所又は所在地	
電話番号	
URL	
E-mailアドレス	

2 入居目的（要綱第3条「入居申込者資格要件」との関連性について説明すること）

3 添付書類

- (1) 会社概要書
- (2) 定款又は寄付行為
- (3) 直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書
- (4) 事業計画書（別添様式）
- (5) 登記事項証明書又は会社登記簿謄本 *1
- (6) 直近の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書 *2
- (7) その他補完資料

*1 概ね3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

*2 概ね3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

領収書等ではなく、課税者が発行する納税証明書を添付すること。

固定資産を保有していない場合には、無資産証明書を添付すること。

別添

事業計画書

会社名	
代表者名	

1 経営理念

2 事業内容

3 事業実績

4 今後の事業計画

(1) 事業計画（5カ年）

※入居募集要綱第6条第2項に規定する選考基準の各項目について具体的に記載すること。

(2) 設備投資計画

単位：千円

項目	投資額	摘要
建物内装工事		
機械装置等		
その他運転資金		
合計		

※合計欄は、(4)の資金調達計画の合計と一致させること。

(3) 資本計画

単位：千円

項目	金額	摘要
自己資本		
他人資本		
合計		

(4) 資金調達計画

単位：千円

項目	調達額	摘要
自己資金		
借入金		
その他		

合計 (※)		
--------	--	--

※合計欄は、(2)の設備投資計画の合計と一致させること。

(5) 人員（雇用）計画

単位：人

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
正規雇用者数					
（うち新規雇用者数）					
非正規雇用者数					
（うち新規雇用者数）					
合計					
（うち新規雇用者数）					

※短時間勤務（パートタイム）の雇用者がいる場合は、1日8時間換算とすること。

※いずれも累計で記載すること。

※正規雇用とは、正社員等、雇用期間の定めが無い常勤雇用をいう。他からの出向であっても、左記に該当する場合は正規雇用とする。

※非正規雇用とは、契約社員、派遣社員、日雇い労働者、パートタイム労働者等、正規雇用以外の雇用をいう。

(6) 利益計画

単位：千円

決算期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上高					
売上総利益					
営業利益					
経常利益					
税引後当期純利益					

5 組織体制（組織図、設立経緯、役員略歴等）

6 担当者

担当部署名	
担当者名	
部署電話	
部署FAX	
E-mailアドレス	

第2号様式（第6条関係）

沖縄情報通信センタービジネス棟入居内定通知書

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事

次のとおり入居について内定します。

1 入居企業

商号及び名称	
代表者名	

2 入居目的

3 内定の条件

- (1) 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則、沖縄情報通信センタービジネス棟入居募集要綱の遵守を入居条件とし、別途必要な事項については、沖縄情報通信センター使用許可書において定める。
- (2) 使用許可申請は、内定通知を受けた日以降、速やかに行うこととする。但し、指定管理者が指定されていない場合はこの限りでない。

第3号様式（第8条関係）

沖縄情報通信センタービジネス棟入居内定取消通知書

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事

次のとおり入居内定を取り消します。

1 入居内定者

商号及び名称	
代表者名	
内定通知日	

2 入居内定取消理由